

第二十五回国会 衆議院 社会労働委員会議録第十号

昭和三十一年十二月五日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君
理事大坪 保雄君 理事野澤 清人君
理事藤本 捨助君 理事岡 良一君
理事滝井 義高君
白井 莊一君 植村 武一君
越智 茂君 加藤謙五郎君
草野一郎平君 小林 郁君
園田 直君 田子 一民君
田中 正巳君 仲川房次郎君
中村三之丞君 中山 マサ君
長谷川四郎君 八田 貞義君
濱野 清吾君 古川 文吉君
井堀 繁雄君 岡本 隆一君
多賀谷眞穂君 長谷川 保君
中原 健次君

出席國務大臣

厚生大臣 小林 英三君

出席政府委員

厚生事務官 (保険局長) 高田 正巳君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

十二月五日

委員小川半次君、高橋等君、中島茂喜君及び阿部五郎君辭任につき、その補欠として長谷川四郎君、園田直君、白井莊一君及び多賀谷眞穂君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員白井莊一君、園田直君及び長谷川四郎君辭任につき、その補欠とし

て中島茂喜君、高橋等君及び小川半次君が議長の名で委員に選任された。

十二月四日

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

同日

日雇労働者の越年手当等に関する請願(井堀繁雄君紹介)(第五〇九号)
生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(神近市子君紹介)(第五一〇号)

健康保険法の一部改正反対に関する請願(神近市子君紹介)(第五一二号)
国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願外一件(多賀谷眞穂君紹介)(第五一二号)

同(櫻内義雄君紹介)(第六四八号)
同(眞崎勝次君紹介)(第六四九号)
同(永田亮一君紹介)(第六五〇号)
国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願外一件(多賀谷眞穂君紹介)(第五一三三号)

同(永田亮一君紹介)(第六五一号)
同外一件(櫻内義雄君紹介)(第六五二号)
原爆被災者援護に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第六二九号)
原水爆被災者救済に関する請願外四件(高津正道君紹介)(第六三〇号)

同外四件(中川俊思君紹介)(第六三一号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(井手以誠君紹介)(第六五三三号)

同(山口丈太郎君紹介)(第六五四号)
同外一件(有馬英治君紹介)(第六五五号)

衛生検査技師の身分法制定に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第六五六号)
元満州開拓民等の処遇改善に関する請願(井手以誠君紹介)(第六五七号)
特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第六五八号)

の審査を本委員会に付託された。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(井堀繁雄君外十二名提出、衆法第六号)

請願(別紙)
一 下水道事業の促進に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第一七号)

二 美容師法案の一部反対に関する請願(内藤友明君紹介)(第一八号)
三 水道金融公庫設置の請願(原茂君紹介)(第四四号)

四 最低賃金法の早期制定等に関する請願(原茂君紹介)(第五四号)

五 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律存続反対の請願外六件(八木昇君紹介)(第五五五号)

同外六件(八木昇君紹介)(第五五五号)
同外六件(八木昇君紹介)(第五五五号)

七 全失対労働者の就労日数増加等に関する請願(吉川兼光君紹介)(第五六六号)

八 保育所措置費増額に関する請願(八木一郎君紹介)(第六五五号)

九 季節保育所開設費に対する国庫補助復活の請願(八木一郎君紹介)(第六六六号)

一〇 戦没勤労学徒及び徴用工の処遇改善に関する請願(福田越夫君紹介)(第六七号)

一一 国民健康保険療養給付費及び事務費の国庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第六八八号)

一五 原爆被災者援護に関する請願(中村三之丞君紹介)(第一三六号)

一六 水道金融公庫設置の請願(吉川久衛君紹介)(第一三七七号)

一七 同(山下榮二君紹介)(第一八二二号)

一八 同(田中武夫君紹介)(第一八三三三号)

一九 同(田中利勝君紹介)(第一八四四号)

二〇 傷い軍人の医療費免除に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第一四二二二号)

二一 東京湾内汚物不法投棄による被害防止に関する請願(水田三喜男君紹介)(第一四三三三号)

二二 札幌市の社会保険診療報酬地域区分を甲地に指定の請願(正木清君紹介)(第一四四四号)

二六 同(床次徳二君紹介)(第一四七七号)

二七	同(伊瀬率太郎君紹介)(第一四八号)	四四	同(西村力弥君紹介)(第一五八号)	六〇	同(正太清君紹介)(第二三六号)	七四	衛生検査技師の身分法制定に関する諸願(福田昌子君紹介)(第二八八号)	八六	同(赤路友藏君外二名紹介)(第三〇五号)
二八	同(五島虎雄君紹介)(第一八五号)	四五	同(八木一男君紹介)(第一五九号)	六一	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の諸願(古島義英君紹介)(第二一四号)	七五	理容師美容師法の一部改正反対の諸願(神近市子君紹介)(第二八九号)	八七	同(山口丈太郎君紹介)(第三〇六号)
二九	同(田中武夫君紹介)(第一八六号)	四六	同(岡良一君紹介)(第一六〇号)	六二	同(保科善四郎君紹介)(第二一五号)	七六	水道金融公庫設置等に関する諸願(山口丈太郎君紹介)(第二九〇号)	八八	同(小松幹君外一名紹介)(第三〇七号)
三〇	同外一件(山下榮二君紹介)(第一八七号)	四七	同外一件(小島徹三君紹介)(第一九二号)	六三	同(石山權作君紹介)(第二三七七号)	七七	生活保護法等の一部改正に関する諸願(神近市子君紹介)(第二九三号)	八九	同外七十八件(八木昇君紹介)(第三〇八号)
三一	国立病院等に看護婦の進修コース設置に関する諸願(神近市子君紹介)(第一四九号)	四八	同外一件(岡本隆一君紹介)(第一九三号)	六四	同(山本猛夫君紹介)(第二五二号)	七八	健康保険法の一部改正反対に関する諸願(島上善五郎君紹介)(第二九四号)	九〇	同外七十八件(八木昇君紹介)(第三〇八号)
三二	同(西村力弥君紹介)(第一五〇号)	五〇	同(今澄寛君紹介)(第一九五号)	六五	同(山口丈太郎君紹介)(第二九二号)	七九	健康保険法の一部改正反対等に関する諸願(島上善五郎君紹介)(第二九五号)	九一	生活保護法の最低生活基準額引上げの諸願(横山利秋君紹介)(第三二八号)
三三	同(八木一男君紹介)(第一五一号)	五一	同(茜ヶ久保重光君紹介)(第一九六号)	六六	国立病院等に看護婦の進修コース設置に関する諸願(茜ヶ久保重光君紹介)(第二一六号)	八〇	健康保険法等の一部改正反対に関する諸願(栗原俊夫君紹介)(第二九八号)	九二	同外一件(山花秀雄君紹介)(第三九四号)
三四	同(岡良一君紹介)(第一五二号)	五二	同(加藤清二君紹介)(第一九七号)	六七	同(平田ヒデ君紹介)(第二九九号)	八一	健康保険法の一部改正反対に関する諸願(栗原俊夫君紹介)(第二九八号)	九三	国立病院等の賠償増額の諸願外一件(岡本隆一君紹介)(第三二九号)
三五	同外一件(小島徹三君紹介)(第一五三三号)	五三	青森港を檢疫港に指定の諸願(三浦一雄君紹介)(第一六二号)	六八	同(平田ヒデ君紹介)(第二九九号)	八二	健康保険法等の一部改正反対に関する諸願(栗原俊夫君紹介)(第二九八号)	九四	同外三件(山花秀雄君紹介)(第三九五号)
三六	同外一件(岡本隆一君紹介)(第一八八号)	五四	児童保護費国庫補助に関する諸願(野田卯一君紹介)(第二〇九号)	六九	同(山本権作君紹介)(第二五二号)	八三	健康保険法の一部改正反対に関する諸願(栗原俊夫君紹介)(第二九八号)	九五	健康保険の赤字全額国庫負担に関する諸願(岡本隆一君紹介)(第三三〇号)
三七	同(古屋貞雄君紹介)(第一八九号)	五五	水道金融公庫設置の諸願(五島虎雄君紹介)(第二一〇号)	七〇	健康保険法による被保険者負担反対等に関する諸願(岡崎英城君紹介)(第二七七七号)	八四	同(栗原俊夫君紹介)(第二九七号)	九六	同(山花秀雄君紹介)(第三三三三号)
三八	同(茜ヶ久保重光君紹介)(第一九〇号)	五六	同(松平忠久君紹介)(第二二五五号)	七一	生活保護法による医療扶助に関する諸願(岡崎英城君紹介)(第二七八号)	八五	同(坂本泰良君外一名紹介)(第三〇四号)	九七	同(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)
三九	同(受田新吉君紹介)(第一九一号)	五七	同外十二件(山口丈太郎君紹介)(第二九一号)	七二	同外一件(島上善五郎君紹介)(第二九六号)	八六	同(坂本泰良君外一名紹介)(第三〇四号)	九八	同(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)
四〇	国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する諸願(神近市子君紹介)(第一五四号)	五八	美容師法案の一部反対に関する諸願(田中龍夫君紹介)(第二二二二号)	七三	同(栗原俊夫君紹介)(第二九七号)	八七	同(坂本泰良君外一名紹介)(第三〇四号)	九九	同(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)
四一	同(古屋貞雄君紹介)(第一五五号)	五九	北海道の社会保険診療報酬地域区分を甲地に指定の諸願(南條徳男君紹介)(第二二三三号)	七四	同(栗原俊夫君紹介)(第二九七号)	八八	同(坂本泰良君外一名紹介)(第三〇四号)	一〇〇	同(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)
四二	同外一件(阿部五郎君紹介)(第一五六号)							一〇一	同外一件(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)
四三	同(勝間田清一君紹介)(第一五七号)							一〇二	同(山花秀雄君紹介)(第三三六六号)

- 一〇二 戦没動員学徒及び徴用工の処遇改善に関する請願(中會根康弘君紹介)(第三三五号)
- 一〇三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願外一件(田中利勝君紹介)(第三三六号)
- 一〇四 同外一件(保科善四郎君紹介)(第三三七号)
- 一〇五 同(山本猛夫君紹介)(第三三八号)
- 一〇六 同(江崎真澄君紹介)(第三三九号)
- 一〇七 同(森島守人君紹介)(第三四〇号)
- 一〇八 同(世耕弘一君紹介)(第三四一号)
- 一〇九 同(田中利勝君紹介)(第三四二号)
- 一一〇 同(平田ヒデ君紹介)(第三四三号)
- 一一一 生活保護法による医療扶助に関する請願外一件(岡本隆一君紹介)(第三四四号)
- 一一二 同外一件(帆足計君紹介)(第三四一五号)
- 一一三 同外二件(山花秀雄君紹介)(第三四二六号)
- 一一四 生活保護法等の一部改正に関する請願外一件(帆足計君紹介)(第三四二七号)
- 一一五 同外四件(岡本隆一君紹介)(第三四二八号)
- 一一六 同(山花秀雄君紹介)(第三四二九号)
- 一一七 同(山花秀雄君紹介)(第三四三〇号)
- 一一八 健康保険法の一部改正反対に関する請願外五件(岡本隆一君紹介)(第三四三一五号)
- 一一九 同外二件(帆足計君紹介)(第三四三二六号)
- 一二〇 同(山花秀雄君紹介)(第三四三三七号)
- 一二一 同外一件(山花秀雄君紹介)(第三四三三八号)
- 一二二 同(中原健次君紹介)(第三四三九号)
- 一二三 健康保険法の一部改正反対等に関する請願(岡本隆一君紹介)(第三四四〇号)
- 一二四 健康保険法等の一部改正反対に関する請願(帆足計君紹介)(第三四四一五号)
- 一二五 同(島上善五郎君紹介)(第三四四二六号)
- 一二六 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律存続反対の請願(井手以誠君外一名紹介)(第三四四三七号)
- 一二七 無名戦没者の墓建設に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第三四四三八号)
- 一二八 特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(世耕弘一君紹介)(第三四四三九号)
- 一二九 国民健康保険法の改正に関する請願(田中武夫君紹介)(第三四四四〇号)
- 一三〇 国立療養所患者慰安費に関する請願(山花秀雄君紹介)(第三四四四一五号)
- 一三一 国立療養所の給食費増額の請願(花村四郎君紹介)(第三四四二六号)
- 一三二 国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(長谷川保君紹介)(第三四四三七号)
- 一三三 国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願(長谷川保君紹介)(第三四四三八号)
- 一三四 助産婦教育過程の低下防止に関する請願(井手以誠君紹介)(第三四四三九号)
- 一三五 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(五島虎雄君紹介)(第三四四四〇号)
- 一三六 同(山本猛夫君紹介)(第三四四四一五号)
- 一三七 同(大坪保雄君紹介)(第三四四四二六号)
- 一三八 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律延長の請願(中村三之丞君紹介)(第三四四四三七号)
- 一三九 札幌市の社会保険診療報酬地域区分を甲地に指定の請願(芳賀貢君紹介)(第三四四四四八号)
- 一四〇 同(薄田美朝君紹介)(第三四四四五九号)
- 一四一 国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願(古井喜實君紹介)(第三四四四六〇号)
- 一四二 国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(古井喜實君紹介)(第三四四四七一五号)
- 一四三 薬事法の一部改正に関する請願(野澤清人君紹介)(第三四四四二六号)
- 一四四 宮古港を檢疫港に指定の請願(鈴木善幸君紹介)(第三四四四三七号)
- 一四五 日雇労働者の越年手当等に関する請願(井堀繁雄君紹介)(第三四四四三八号)
- 一四六 生活保護法の最低生活基準引上げの請願(神近市子君紹介)(第三四四四三九号)
- 一四七 健康保険法の一部改正反対に関する請願(神近市子君紹介)(第三四四四四〇号)
- 一四八 国立病院等に看護婦の進学コース設置に関する請願外一件(多賀谷眞穂君紹介)(第三四四四四一五号)
- 一四九 同(櫻内義雄君紹介)(第三四四四四二六号)
- 一五〇 同(眞崎勝次君紹介)(第三四四四四三七号)
- 一五一 同(永田亮二君紹介)(第三四四四四四八号)
- 一五二 国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願外一件(多賀谷眞穂君紹介)(第三四四四四五九号)
- 一五三 同(永田亮二君紹介)(第三四四四四六〇号)
- 一五四 同外一件(櫻内義雄君紹介)(第三四四四四七一五号)
- 一五五 原爆被災者援護に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第三四四四四二六号)
- 一五六 原水爆被災者援護に関する請願外四件(高津正道君紹介)(第三四四四四三七号)
- 一五七 同外四件(中川俊思君紹介)(第三四四四四四八号)
- 一五八 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(井手以誠君紹介)(第三四四四五九号)
- 一五九 同(山口丈太郎君紹介)(第三四四四六〇号)
- 一六〇 同外一件(有馬英治君紹介)(第三四四四六一五号)
- 一六一 衛生検査技師の身分法制定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三四四四六二六号)
- 一六二 元満州開拓民等の処遇改善に関する請願(井手以誠君紹介)(第三四四四六三七七号)
- 一六三 特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第三四四四六三八八号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査に入ります。

○滝井委員 議事進行に関して。健康保険法等の一部を改正する法律案外二案に対する審査に今入ろうとしておりますが、私たちはその審査に入るにつれては、本会議において趣旨説明を聴取した後、本委員会において趣旨説明をなすべきものであるとの動議を提出したいと思っております。

その理由は、現在健康保険法というもの、きわめて重要な法案の一つとして数えられておるのであります。そして重要法案は国会運営の慣例上、当然これは本会議で趣旨説明をした後に、委員会の審査に入るのがならわしでございますから、当然そうすべきだと思っております。

いま一つは、今回出されておる健康保険法等の一部を改正する法律案外二案は、これは健康保険法の第二十四条の二にあるように「厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ、企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議会ニ諮問スルモノトス」ということによつて諮問機関に諮問しなければならぬのでございすが、今回これをもやつていないという法律違反の疑いのある提案でございす。従つてこゝういふ重要法案でありますから、慣例上からこの際どうしても本会議でまず趣旨説明をしていただくことを動議として提出する次第でございす。

○佐々木委員長 ただいま滝井義高君より、本案の趣旨説明を本会議で聴取した後、委員会において聴取すべきであるとの動議が提出されました。採決いたします。ただいまの滝井委員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○佐々木委員長 起立少数。よつて本動議は否決せられました。

それでは、健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、以上三法案について厚生大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。小林厚生大臣。

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

第一条 健康保険法(大正十一年法

律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト称ス)を其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第三条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬を」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

標準報酬月額額	報酬月額額
第一級 一八〇〇〇円	一八〇〇円
第二級 一六〇〇〇円	一六〇〇円
第三級 一四〇〇〇円	一四〇〇円
第四級 一二〇〇〇円	一二〇〇円
第五級 一〇〇〇〇円	一〇〇〇円
第六級 八〇〇〇円	八〇〇円
第七級 六〇〇〇円	六〇〇円
第八級 四〇〇〇円	四〇〇円
第九級 二〇〇〇円	二〇〇円
第十級 一〇〇〇円	一〇〇円
第十一級 五〇〇円	五〇円
第十二級 二〇〇円	二〇円
第十三級 一〇〇円	一〇円
第十四級 五十円	五円
第十五級 二十円	二円
第十六級 十円	一円
第十七級 五円	五角
第十八級 二円	二角
第十九級 一角	一角
第二十級 五分	五分
第二十一級 二分	二分
第二十二級 一分	一分
第二十三級 五分	五分
第二十四級 二分	二分
第二十五級 一分	一分
第二十六級 五分	五分
第二十七級 二分	二分
第二十八級 一分	一分
第二十九級 五分	五分
第三十級 二分	二分
第三十一級 一分	一分
第三十二級 五分	五分
第三十三級 二分	二分
第三十四級 一分	一分
第三十五級 五分	五分
第三十六級 二分	二分
第三十七級 一分	一分
第三十八級 五分	五分
第三十九級 二分	二分
第四十級 一分	一分
第四十一級 五分	五分
第四十二級 二分	二分
第四十三級 一分	一分
第四十四級 五分	五分
第四十五級 二分	二分
第四十六級 一分	一分
第四十七級 五分	五分
第四十八級 二分	二分
第四十九級 一分	一分
第五十級 五分	五分
第五十一級 二分	二分
第五十二級 一分	一分
第五十三級 五分	五分
第五十四級 二分	二分
第五十五級 一分	一分
第五十六級 五分	五分
第五十七級 二分	二分
第五十八級 一分	一分
第五十九級 五分	五分
第六十級 二分	二分
第六十一級 一分	一分
第六十二級 五分	五分
第六十三級 二分	二分
第六十四級 一分	一分
第六十五級 五分	五分
第六十六級 二分	二分
第六十七級 一分	一分
第六十八級 五分	五分
第六十九級 二分	二分
第七十級 一分	一分
第七十一級 五分	五分
第七十二級 二分	二分
第七十三級 一分	一分
第七十四級 五分	五分
第七十五級 二分	二分
第七十六級 一分	一分
第七十七級 五分	五分
第七十八級 二分	二分
第七十九級 一分	一分
第八十級 五分	五分
第八十一級 二分	二分
第八十二級 一分	一分
第八十三級 五分	五分
第八十四級 二分	二分
第八十五級 一分	一分
第八十六級 五分	五分
第八十七級 二分	二分
第八十八級 一分	一分
第八十九級 五分	五分
第九十級 二分	二分
第九十一級 一分	一分
第九十二級 五分	五分
第九十三級 二分	二分
第九十四級 一分	一分
第九十五級 五分	五分
第九十六級 二分	二分
第九十七級 一分	一分
第九十八級 五分	五分
第九十九級 二分	二分
第一百級 一分	一分

第一級	二〇〇〇円	三〇〇円	一五〇〇円以上三〇〇〇円未満
第二級	一八〇〇円	二八〇円	一三〇〇円以上一八〇〇円未満
第三級	一六〇〇円	二六〇円	一二〇〇円以上一六〇〇円未満
第四級	一四〇〇円	二四〇円	一一〇〇円以上一四〇〇円未満
第五級	一二〇〇円	二二〇円	一〇〇〇円以上一二〇〇円未満
第六級	一〇〇〇円	二〇〇円	九〇〇円以上一〇〇〇円未満
第七級	八〇〇円	一八〇円	八〇〇円以上一〇〇〇円未満
第八級	六〇〇円	一六〇円	六〇〇円以上八〇〇円未満
第九級	四〇〇円	一四〇円	四〇〇円以上六〇〇円未満
第十級	二〇〇円	一二〇円	二〇〇円以上四〇〇円未満
第十一級	一〇〇円	六〇円	一〇〇円以上二〇〇円未満
第十二級	五十円	三十円	五十円以上一〇〇円未満
第十三級	二十円	十二円	二十円以上五十円未満
第十四級	十円	六円	十円以上二十円未満
第十五級	五円	三円	五円以上十円未満
第十六級	二円	一元	二円以上五円未満
第十七級	一角	五角	一角以上二円未満
第十八級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第十九級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第二十級	一分	五分	一分以上二分未満
第二十一級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第二十二級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第二十三級	一分	五分	一分以上二分未満
第二十四級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第二十五級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第二十六級	一分	五分	一分以上二分未満
第二十七級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第二十八級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第二十九級	一分	五分	一分以上二分未満
第三十級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第三十一級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第三十二級	一分	五分	一分以上二分未満
第三十三級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第三十四級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第三十五級	一分	五分	一分以上二分未満
第三十六級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第三十七級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第三十八級	一分	五分	一分以上二分未満
第三十九級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第四十級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第四十一級	一分	五分	一分以上二分未満
第四十二級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第四十三級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第四十四級	一分	五分	一分以上二分未満
第四十五級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第四十六級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第四十七級	一分	五分	一分以上二分未満
第四十八級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第四十九級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第五十級	一分	五分	一分以上二分未満
第五十一級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第五十二級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第五十三級	一分	五分	一分以上二分未満
第五十四級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第五十五級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第五十六級	一分	五分	一分以上二分未満
第五十七級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第五十八級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第五十九級	一分	五分	一分以上二分未満
第六十級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第六十一級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第六十二級	一分	五分	一分以上二分未満
第六十三級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第六十四級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第六十五級	一分	五分	一分以上二分未満
第六十六級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第六十七級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第六十八級	一分	五分	一分以上二分未満
第六十九級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第七十級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第七十一級	一分	五分	一分以上二分未満
第七十二級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第七十三級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第七十四級	一分	五分	一分以上二分未満
第七十五級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第七十六級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第七十七級	一分	五分	一分以上二分未満
第七十八級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第七十九級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第八十級	一分	五分	一分以上二分未満
第八十一級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第八十二級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第八十三級	一分	五分	一分以上二分未満
第八十四級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第八十五級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第八十六級	一分	五分	一分以上二分未満
第八十七級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第八十八級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第八十九級	一分	五分	一分以上二分未満
第九十級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第九十一級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第九十二級	一分	五分	一分以上二分未満
第九十三級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第九十四級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第九十五級	一分	五分	一分以上二分未満
第九十六級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第九十七級	二分	一角二分	二分以上五分未満
第九十八級	一分	五分	一分以上二分未満
第九十九級	五分	二角五分	五分以上一角未満
第一百級	二分	一角二分	二分以上五分未満

定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス
第十一條第一項に次のただし書を加える。
但シ第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ徵收ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條第二項後段を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ發スル日ヨリ起算シテ十日以上經過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第七十九條ノ二各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條ノ二第一項中「保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第七十九條ノ二各号（第四号ヲ除ク）ノ一ニ該當スル納付義務者納期ノ到ラザル保險料納付ノ告知ヲ受ケ保險料ヲ納付セザルトキ」を加える。
第十一條ノ三中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金」を「国税及地方税」に改める。

第十一條ノ四「徵收金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徵收金ニ関シテハ」に、「国税徵收法第四條ノ九及第四條ノ十」を「国税徵收法（明治三十九年法律第二十一號）第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。
第十三條ノ二第一項第一号中「船員保險法」を「船員保險法（昭和

十四年法律第七十三號）に改め、同項第七号を削る。
第二十條第一項中「喪失ノ日前」を「喪失ノ日ノ前日迄繼續シテ」に改め、「（繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）」を削る。
第三十八條第一項中「官吏吏員」を「当該職員」に改める。
第四十二條ノ二中「標準報酬」の上に「被保險者ノ資格、」を加える。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十号 昭和三十一年十一月五日

ハ藥劑師（以下保險医又ハ保險藥劑師ト稱ス）タルコトヲ要ス
第四十三條ノ三 保險医療機関又ハ保險藥局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ藥局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ
都道府県知事保險医療機関又ハ保險藥局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ指定ヲ拒ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ
第四十三條ノ四 保險医療機関又ハ保險藥局ハ当該保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ当該保險藥局ニ於テ調劑ニ従事スル保險藥劑師ヲシテ第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調劑ニ當ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ
保險医療機関又ハ保險藥局ハ前項（第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外日雇労働者健康保險法（昭和二十八年法律第二百七號）、船員保險法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九號）、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四號）又ハ市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四號）

（以下本法以外ノ社会保険各法ト稱ス）ニ依ル療養ノ給付及被扶養者ノ療養ヲ担当スルモノトス
第四十三條ノ五 保險医又ハ保險藥劑師ノ登録ハ当該醫事官ハ齒科醫師又ハ藥劑師ノ申請ニ基キ都道府県知事之ヲ行フ
前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該醫師若ハ齒科醫師又ハ藥劑師ガ本法ノ規定ニ依リ保險医又ハ保險藥劑師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ經過セザルモノナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ得
前二項ノ規定スルモノノ外保險医及保險藥劑師ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十三條ノ六 保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ保險藥局ニ於テ調劑ニ従事スル保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又ハ調劑ニ當ルベシ
保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ保險藥局ニ於テ調劑ニ従事スル保險藥劑師ハ前項（第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ社会保険各法ニ依リ診療又ハ調劑ニ當ルモノトス
第四十三條ノ六の次に次の十條を加える。
第四十三條ノ七 保險医療機関及保險藥局ハ療養ノ給付ニ関シ、保險医及保險藥劑師ハ健康保險ノ診療又ハ調劑ニ関シ厚生大臣

又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ
第四十三條ノ八 第四十三條第三項ノ規定ニ依リ保險医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保險医療機関ニ支払フベシ
一 初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際
百円
二 第四十三條第一項第四号ノ給付ヲ受クル際
保險医療機関毎二日ニ付三十円
前項第二号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ初メテ第四十三條第一項第四号ノ給付ガ行ハレタル日ヨリ起算シ三月ヲ經過シタル後ノ給付ニ付テハ之ヲ支払フコトヲ要セズ
被保險者ガ保險医療機関ニ對シ一日ニ支払フベキ一部負担金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該保險医療機関ガ其ノ日ニ當該被保險者ニ對シ為シタル總テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ
齒科診療及齒科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保險医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保險医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ齒科診療及齒科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療

三 健康保險組合タル保險者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ藥局ニシテ当該保險者ノ指定シタルモノ
三 健康保險組合タル保險者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ藥局ニシテ当該保險者ノ指定シタルモノ
第四十三條ノ二から第四十三條ノ六までを次のように改める。
第四十三條ノ二 保險医療機関ニ於テ健康保險ノ診療ニ従事スル醫師若ハ齒科醫師又ハ保險藥局ニ於テ健康保險ノ調劑ニ従事スル藥劑師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル醫師若ハ齒科醫師又

五

ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト
看做ス

第四十三条ノ九 保険医療機関又ハ
ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ

保険者ニ請求スルコトヲ得ル費
用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額
ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ
控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ
厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ
算定スルモノトス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険
薬局トノ契約ニ依リ当該保険医
療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給
付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費
用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算
定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別
段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合
ニ於テ保険者ガ健康保険組合ナ
ルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ
ルコトヲ要ス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険
薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費
用ノ請求アリタルトキハ第四十
三条ノ四第一項及第四十三条ノ
六第一項ノ規定ニ依ル命令並ニ
前二項ノ規定ニ依リ定メ照シ之
ヲ審査シタル上支払フモノト
ス

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査
及支払ニ関スル事務ヲ社会保険
診療報酬支払基金ニ委託スルコ
トヲ得

前五項ニ定ムルモノノ外保険医
療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給
付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム

第四十三条ノ十 厚生大臣又ハ都
道府県知事ハ必要アリト認ムル
トキハ療養ノ給付ニ関シ保険医
療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告
若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ
提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療
機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ
管理者、保険医、保険薬剤師其ノ
他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求メ又
ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ
質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若
ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療
録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検
査ヲ為サシムルコトヲ得

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ規
定ニ依リ質問又ハ検査ニ付、同
条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依リ権限ニ付之ヲ準用ス

第四十三条ノ十一 保険医療機関
又ハ保険薬局ハ保険医療機関又
ハ保険薬局タルコトヲ辞スルコ
トヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医
又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ
求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機
関若ハ保険薬局タルコトヲ辞シ
又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登
録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一
月以上ノ予告期間ヲ設クベシ

第四十三条ノ十二 保険医療機関
又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ
該当スル場合ニ於テハ都道府県
知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 当該保険医療機関ニ於テ診
療ニ従事スル保険医又ハ当該
保険薬局ニ於テ調剤ニ従事ス
ル保険薬剤師ガ第四十三条ノ
六第一項(第五十九条ノ二第

七項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム次条及第四十三条ノ十四第
一項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定
ニ違反シタルトキ但シ当該違
反ヲ防止スル為当該保険医療
機関又ハ保険薬局ニ於テ相当
ノ注意及監督ガ尽サレタルト
キヲ除ク

二 前号ノ外当該保険医療機関
又ハ保険薬局ガ第四十三条ノ
四第一項(第五十九条ノ二第
七項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム第四十三条ノ十四第一項ニ
於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ違反
シタルトキ

三 療養ノ給付ニ関スル費用ノ
請求又ハ第五十九条ノ二第四
項ノ規定ニ依リ支払ニ関スル
請求ニ付不正アリタルトキ

四 第四十三条ノ十第一項(第
五十九条ノ二第七項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム本条及次条
ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ依
リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳
簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼ
ラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ
報告ヲ為シタルトキ

五 当該保険医療機関又ハ保険
薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第
四十三条ノ十第一項ノ規定ニ
依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応
ぜズ、同条同項ノ規定ニ依ル
質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚
偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員
ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査
ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル
トキ但シ当該保険医療機関又
ハ保険薬局ノ従業者ガ之ヲ為
シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ

防止スル為当該保険医療機関
又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注
意及監督ガ尽サレタルトキヲ
除ク

六 本法以外ノ社会保険各法ニ
依リ療養ノ給付又ハ被扶養者
ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相
当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十三 保険医又ハ保
險薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当
スル場合ニ於テハ都道府県知事
其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一 第四十三条ノ六第一項ノ規
定ニ違反シタルトキ

二 第四十三条ノ十第一項ノ規
定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之
ニ応ぜズ、同条同項ノ規定ニ
依リ質問ニ対シテ答弁セズ若
ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該
職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル
検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ
タルトキ

三 本法以外ノ社会保険各法ニ
依リ診療又ハ調剤ニ関シ前各
号ノ一ニ相当スル事由アリタ
ルトキ

キハ地方社会保険医療協議会ニ
諮問スルモノトス

第四十三条ノ十五 都道府県知事
保険医療機関若ハ保険薬局ノ指
定ヲ拒ミ若ハ其ノ指定ヲ取消シ
又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登
録ヲ取消セントスルトキハ当該
医療機関若ハ薬局ノ開設者又ハ
当該保険医若ハ保険薬剤師ニ対
シ升明ノ機会ヲ与フルコトヲ要
ス此ノ場合ニ於テハ予メ書面ヲ
以テ升明ヲ為すべき日時、場所
及其ノ事由ヲ通知スベシ

第四十三条ノ十六 第四十三条第
三項第二号及第三号ニ掲グル病
院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行
ハル療養ノ給付及健康保険ノ
診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付
テハ第四十三条ノ四第一項及第
四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依
ル命令ノ例ニ依ル

第四十三条第三項第二号ニ掲グ
ル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ
給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受
クル際第四十三条ノ八ノ規定ノ
例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ
一部負担金ヲ支払フベシ但シ保
險者ガ健康保険組合ナル場合ニ
於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ
減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ要
セザル旨ノ定ヲ為スコトヲ得

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四
十三条第三項第三号ニ掲グル病
院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付
ヲ受クル者ヲシテ第四十三条ノ
八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ
範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払
ハシムルコトヲ得

第四十四条中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第四十七条第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一条第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ
第五十五条第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第二項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第五項中「第四十三條ノ二第一項、第四十三條ノ六第二項及第三項」を「第四十三條ノ二、第四十三條ノ四第一項、第四十三條ノ六第一項、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第三項乃至第六項、第四十三條ノ十、第四十三條ノ十六第一項」に、「家族療養費ノ支給」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

被扶養者ガ第四十三條第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被扶養者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中家族療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第五十九條ノ二第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第四十三條ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九條ノ四第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改める。

第五十九條ノ五中「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を「日雇労働者健康保険法」に改める。

第五十九條ノ六第二項中「第五十九條ノ二第三項」を「第五十九條ノ二第四項」に改める。

第六十二條第四項中「第一條第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第六十五條第一項中「被保険者ハ」の下に「保険給付ヲ行フニ付」を加え、「保険給付ヲ受クル者ノ診断ヲ行フ」を「保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ拒ミタル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第六十七條の次に次の一條を加える。

第六十七條ノ二 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ保険者ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全

部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医ガ保険者ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ保険者ハ其ノ事業主又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ同項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十條ノ二の次に次の一條を加える。

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ニ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助ス

第八十七條を削り、第八十八條中「被保険者ヲ使用スル事業主」を「事業主」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関シ第八條ノ規定ニ基キ命令ニ依リ報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

二 第九條第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

第八十八條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九條第一項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査

ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八條ノ二を削り、第八十八條を第八十七條とし、同条の次に次の三條を加える。

第八十八條 事業主以外ノ者故ナク第九條第一項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八條ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者第九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八條ノ三 事業主故ナク其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関スル事項以外ノ事項ニ関シ第八條ノ規定ニ基キ命令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基キ命令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条ノ規定ニ基キ命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一萬円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受ケベキ者故ナク第八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ニ依リ申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ基キ命令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

第七 七

社会労働委員会議録第十号

第九十条中「第四十二条ノ二」を「第四十二条ノ三」に改める。

第二條 社会保険診療報酬支払基金
法（昭和二十三年法律第二百二十九
号）の一部を次のように改正す
る。

いる間に限る。

第六條 健康保險組合は、当分の間、新法第四十三條ノ八第一項の規定により一部負担金を支払つた被保險者に対し、その支払つた一部負担金に相當する額の範圍内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。

（保險医及び保險藥劑師に關する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の健康保險法（以下「旧法」といふ。）（第四十三條ノ三第一項又は船員保險法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による改正前の船員保險法（以下「旧船員保險法」といふ。）（第二十八條ノ三第一項の規定による保險医又は保險藥劑師である者は、新法第四十三條ノ五第一項の規定による保險医又は保險藥劑師の登録を受けたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に旧法第四十三條ノ第三項又は旧船員保險法第二十八條ノ第三項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三條ノ第十一項第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録のまつ消の予告とみなす。
- 3 第一項の者であつて、この法律の施行前に旧法第四十三條ノ第四項又は旧船員保險法第二十八條ノ第四項の規定による厚生大臣の定に違反したものについては、新法第四十三條ノ第六項第一項の規定による命令に違反したものとみなして、新法第四十三條ノ十三項の規定を適用する。
- 4 この法律の施行前に旧法第四十三條ノ第四第三項又は旧船員保險法第二十八條ノ第四第三項の規定により保険医又は保険薬剤師の指定を取り消された者については、その取消の時に新法第四十三條ノ十三項の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を取り消されたものとみなして、新法第四十三條ノ五項の規定を適用する。
- 5 第一項の者がこの法律の施行の際に健康保險又は船員保險の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局は、その者の行方診療又は調剤に関しては、昭和三十一年六月三十日（同日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三條ノ第三項の規定による指定が行われたときはその指定の日）までは、新法第四十三條ノ第三項第一項の規定による

る保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたものとみなす。
 （保険者の指定する者に関する経過措置）
 第八條 この法律の施行の際に保険者が旧法第四十三條ノ第二項の規定による指定をしてしている者は、昭和三十一年三月三十一日までは、新法第四十三條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧法によるその指定は、新法第四十三條第三項第二号の規定による指定とみなす。
 （療養費に関する経過措置）
 第九條 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。
 （資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）
 第十條 この法律の施行の際に旧法第五十五條（旧法第五十七條第二項、第五十九條ノ二第五項及び第五十九條ノ四第三項において準用する場合を含む。）の規定により保険給付を受けている者については、新法第五十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 （基金の行方審査に関する経過措置）
 第十一條 社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所ごとに、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十四條の二の規定による審査委員の選任が終るまで

の間は、その従たる事務所における同法第十三條第一項第三号及び第二項の審査は、従前の審査委員会が従前の例により行ふものとする。
 （厚生省設置法の一部改正）
 第十二條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
 第五條第五十七号中「及び船員保險」を削る。
 第二十九條第一項の表中央社会保険医療協議会の項中「健康保險及び船員保險の保險医」を「健康保險の保險医療機関、保險薬局、保險医」に改める。
 （社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）
 第十三條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。
 第十三條第一項中「健康保險及び船員保險の保險医及び保險薬剤師（以下「保險医及び保險薬剤師」といふ。）を「健康保險の保險医療機関、保險薬局、保險医及び保險薬剤師に改め、同条第二項中「保險医及び保險薬剤師並びに」を削る。
 第十四條第一項第一号中「保險医及び保險薬剤師の指定及び指定の取消並びに保險医及び保險薬剤師並びに」を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる事項」の下に「保險医療機関及び保險薬局の指定及び指定の取消並びに保險医及

び保險薬剤師の登録の取消」を加える。
 （日雇労働者健康保險法の一部改正）
 第十四條 日雇労働者健康保險法の一部を次のように改正する。
 第十條に次の一項を加える。
 第十條に次の一項を加える。
 5 被保險者が第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を次に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。
 一 保險医療機関又は保險薬局
 二 健康保險法第四十三條第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。
 二 日雇労働者健康保險の被保險者のための診療又は調剤を行ふ病院若しくは診療所又は薬局であつて、保險者が指定したもの。
 第十一條及び第十二條を次のように改める。
 （保險医療機関等の責務）
 第十一條 保險医療機関若しくは保險薬局又は保險医若しくは保險薬剤師（健康保險法第四十三條ノ二に規定する保險医若しくは保險薬剤師をいう。）が、日雇労働者健康保險の療養の給付を担当し又は日雇労働者健康保險の診療若しくは調剤にあたる場合の準則については、健康保險法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の規定による命令の例による。

（一部負担金）
 第十二條 第十條第五項の規定により保險医療機関から給付を受ける者は、初診（厚生省令で定める初診を除く。）を受ける際、五十円以下において厚生大臣の定める額を、一部負担金として、その保險医療機関に支払わなければならない。
 第十三條第一項中「保險医若しくは保險薬剤師又はこれらを使用する者が、」を「保險医療機関又は保險薬局が」に改め、同条第二項中「第四十三條ノ六第二項」を「第四十三條ノ九第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
 3 保險者は、保險医療機関又は保險薬局との契約により、その保險医療機関又は保險薬局が療養の給付に関して請求すべき額について、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることが出来る。
 第十三條の次に次の二條を加える。
 （健康保險法の準用）
 第十三條の二 健康保險法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項から第六項まで及び第四十三條ノ十の規定は、この法律による療養の給付について準用する。
 （保險者が指定する医療機関及び薬局）
 第十三條の三 第十條第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び日雇労働者健康保險

の診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の規定による命令の例による。

2 第十二条の規定は、第十条第五項第二号に掲げる病院又は診療所から療養の給付を受ける者に準用する。

第十五条第一項中「保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた」を「第十条第五項第一号若しくは第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた」に改め、同条第二項中「保険医又は保険者の指定する者の診療を受けたを」第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院、診療所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた」に改める。

第十七条第一項中「保険医、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者」を「第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するもの」に、「その者から第十条第一項各号に掲げる療養を受けたを」そのものから療養を受けた」に改め、同条第三項中「当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者」を「当該病院若しくは診療所又は薬局」に改め、同条第五項中「第十条第二項から

第四項まで、第十三条第二項及び第十四条を「第十条、第十一条、第十三条第二項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項並びに第十四条」に改める。

第二十五条の二第二項中「保険医が」を「保険医療機関において診療に従事する保険医が」に改める。

第三十五条中「保険料額」を「徴収金額」に、「保険料」を「徴収金」に改める。

第三十七条中「及び第四条ノ十」を、「第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条 第四十八条の規定に違反して、当該職員検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六条中「前五条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過規定)

第十五条 附則第八条の規定は、この法律の施行の際現に日雇労働者健康保険の保険者がこの法律による改正前の日雇労働者健康保険法第十一條第一項の規定による指定をしていない者について準用する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依り生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト称ス)」を「被保険者ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者

(届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ) 及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引續キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬 月 額
等 級	月 額	日 額
第一級	5,000円	1,666円
第二級	4,000円	1,333円
第三級	3,000円	1,000円
第四級	2,000円	666円
第五級	1,000円	333円
第六級	500円	166円
第七級	200円	66円
第八級	100円	33円
第九級	50円	16円
第一〇級	20円	6円
第一級	10,000円	3,333円
第二級	8,000円	2,666円
第三級	6,000円	2,000円
第四級	4,000円	1,333円
第五級	2,000円	666円
第六級	1,000円	333円
第七級	500円	166円
第八級	200円	66円
第九級	100円	33円
第一〇級	50円	16円
第一級	15,000円以上	5,000円以上
第二級	12,000円以上	4,000円以上
第三級	9,000円以上	3,000円以上
第四級	6,000円以上	2,000円以上
第五級	3,000円以上	1,000円以上
第六級	1,500円以上	500円以上
第七級	750円以上	250円以上
第八級	375円以上	125円以上
第九級	187円以上	62円以上
第一〇級	93円以上	31円以上
第一級	1,000円以上	333円以上
第二級	800円以上	266円以上
第三級	600円以上	200円以上
第四級	400円以上	133円以上
第五級	200円以上	66円以上
第六級	100円以上	33円以上
第七級	50円以上	16円以上
第八級	25円以上	8円以上
第九級	12円以上	4円以上
第一〇級	6円以上	2円以上
第一級	1,000円以上	333円以上
第二級	800円以上	266円以上
第三級	600円以上	200円以上
第四級	400円以上	133円以上
第五級	200円以上	66円以上
第六級	100円以上	33円以上
第七級	50円以上	16円以上
第八級	25円以上	8円以上
第九級	12円以上	4円以上
第一〇級	6円以上	2円以上

第四条第二項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ都道府県知事其ノ標準報酬ヲ定ム

第四条第三項中「被保険者」の上に「歩合ニ依り定ム報酬ヲ除クノ外」を加え、同項の次に次の二項を加える。

報酬ガ歩合ニ依り定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依リ報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月

(其ノ變更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ定ムル月ノ初日(以下基準日ト称ス)現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ
二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者
第四条ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。
五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ變更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金

(当該被保険者が漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労務ノ対償トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人歩(歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ)当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為ルベキトキニ限ル

第八条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条ノ二及び第九条ノ三を次のように改める。

第九条ノ二 行政庁ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ

就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示シ証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ
第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ三 行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得行政庁ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス
第十二条第一項に次のただし書を加える。
但シ第六十二条ノ三ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第三項中「前項ノ督促状ニ依リ」を「第一項ノ規定ニ依リ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期

限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ三第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条ノ二第一項中「本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第六十二条ノ三第一項各号(第三号ヲ除ク)ノ一ニ該當スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十三条中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。
第十四条中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四条ノ九及第四十条ノ十」を「国税徴収法(明治三十四年法律第二十一号)第四条ノ二乃至第四条ノ五、第四条ノ九、第四条ノ十及第九条ノ二」に改める。

第十六条中「船員法」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)」に改める。
第二十条第一項中「七年六月以上十五年未満被保険者タリシ者(三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク)」を「七年六月以上被保険者タリシ者ニシテ老齢年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一条第二号を次のように改める。

二 老齢年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ
第二十一条ノ三第一項中「同条第三項を」を「同条第三項乃至第五項」に改める。

第二十五条ノ二中「保険給付ニ要シタル費用」の下に「(其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相當スル額ヲ控除スルモノトス)」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト為リタルニ因リ第十一條ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラレタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相當スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス
第二十五条ノ二の次に次の一條を加える。

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用(其ノ一部負担金ニ相當スル額ヲ控除スルモノトス)ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十

三、第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジニ於テ診療ニ従事スル保険医（健康保険法第四十三條ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付が為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保険医ニ對シ保險給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八條ノ次に次の三項を加える。

被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受ケルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依ル被保険者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受ケルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受ケルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局（健康保険法第四十三條第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

二 船員保險ノ被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ行政庁ノ指定シタルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受ケルモノトス

第二十八條ノ二から第二十八條ノ六までを次のように改める。

第二十八條ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第四十三條ノ二ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保險ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保險ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル命令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ三 第二十八條第三項ノ規定ニ依リ保險医療機関ニ就キ給付ヲ受ケル者ハ初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受ケル際一部負担金トシテ百円ヲ當該保險医療機関ニ支払フベシ

一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ初診ノ日ニ當該保險医療機関が當該被保険者ニ對シタル総額ノ給付ニ付テ次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ニルコトヲ得ズ

齒科診療及齒科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保險医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保險医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ齒科診療及齒科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付テ夫々別個ノ保險医療機関ト看做ス

第二十八條ノ四 保險医療機関又ハ保險薬局が療養ノ給付ニ関シ行政庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三條ノ九第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定メタルニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保險医療機関又ハ保險薬局トノ契約ニ依リ當該保險医療機関又ハ保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得

第二十八條ノ五 健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項、第四十三條ノ十及第四十三條ノ十四第一項ノ規定ハ本法ニ依リ療養ノ給付ニ付テ之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條第三項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付

テハ健康保険法第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第二十八條第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受ケル者ハ其ノ給付ヲ受ケル際第二十八條ノ三ノ規定ノ例ニ依リ當該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八條ノ六の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ七 船舶所有者ガ開設スル病院又ハ診療所ニ就キ當該船舶所有者ニ使用セラレ又ハ使用セラレタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受ケル場合ニハ第二十八條ノ三及前条第二項ノ規定ニ拘ラズ一部負担金ヲ支払フコトヲ要セズ

第二十九條中「保險医及行政庁ノ指定スル者以外ノ医師、齒科医師其ノ他ノ者ノ診療」を「第二十八條第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、藥劑ノ支給」に、「都道府県知事ハ療養ノ給付ニ代ヘテ」を「療養ノ給付ニ代ヘテ」に改める。

第二十九條ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」を「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第二十八條ノ六第二項

及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第二十八條ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九條ノ二の次に次の一条を加える。

第二十九條ノ三 船舶所有者ハ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ヲ交付シ又は被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ負担スベシ

前項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ責任ニ関シテハ船員法第八十九條ニ規定スル災害補償ト看做シ同法第九十六條及第十二章乃至第十四章ノ規定ヲ適用ス

第三十條第一項中「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ」の下に「被保險者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を加え、同項ただし書を削る。

第三十條第二項第三号に次のただし書を加える。

但シ第二十八條第一項第四号ノ給付ヲ行フ場合ニ於テ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ被扶養者ナキトキハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ五十二ニ相当スル金額トス

第三十條に次の一項を加える。
第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條に次の一項を加える。
職務外ノ事由ニ因リ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關スル傷病手当金ノ支給ハ前項各号ニ掲グル場合ノ外其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為準

第三十一條ノ二第一項中「保險医及保險藥劑師並ニ行政庁ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第二十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に、「療養ヲ受ケタルトキ」を「療養（自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ除ク）ヲ受ケタルトキ」に改め、同条第三項中「被扶養者ガ保險医若ハ保險藥劑師又ハ行政庁ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合」を「第一項及第二項ノ場合」に、「其ノ被扶養者」を「其ノ療養ヲ受ケタル者」に、「當該保險医、保險藥劑師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「當該病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第四項中「保險医、保險藥劑師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第五項

中「第二十八條」を「第二十八條第一項乃至第三項」に、「第二十八條ノ六第二項及第三項」を「第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ五、第二十八條ノ六第一項」に、「並ニ第三十一條第二号」を「及第三十一條第一項第二号」に、「家族療養費ノ支給」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ關シ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル
第三十一條ノ二第一項の次に次の一項を加える。

被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際前項ノ療養ヲ受クル被扶養者ガ第二十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ引續キ當該疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ヲ受ケタルトキハ被保險者タリシ者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス但シ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ當該被保險者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ繼續スル間ニ限ル

第三十二條ノ三第二項を削る。
第三十二條ノ五を第三十二條ノ六とし、第三十二條ノ四を第三十二條ノ五とし、第三十二條ノ三の次に次の一條を加える。

第三十二條ノ四 第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ前第三條ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ

分娩ニ關シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩ニ關シ分娩費、出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス
第三十三條第一項中「被保險者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ其ノ資格喪失前ノ配偶者ノ分娩ニ關シ第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス
第五十三條第一項中「第二十八條ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者」を「第二十八條第三項第二号ニ掲グル診療所ニシテ船舶内ニ在ルモノ」に、「第二十八條第一号」を「第二十八條第二項第一号」に改め、同条第三項中「第一條第一項後段ノ保險給付」を「被扶養者ニ係ル保險給付」に改める。

第五十五條中「傷病手当金」の下に「出産手当金」を加える。
第五十六條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付」を「行政庁ハ保險給付ヲ行フニ付」に、「診斷ヲ行フ」を「其ノ保險給付ヲ受クル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ當該職員ヲシテ質問若ハ診斷ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診斷ヲ受ケザル者」を「命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に、「療養ノ給付ノ全部若ハ一部又ハ傷病手当金、出産手当金、障害年金若ハ障害手当金ノ全部

若ハ一部」を「保險給付ノ全部又ハ一部」に改める。
第五十六條ノ二中「第五十四條」を削る。

第五十七條第一項中「其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムル」を「其ノ者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ當該職員ヲシテ質問若ハ診斷ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者」を「正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。
第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條ノ二 國庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ船員保險事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相當スル保險給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス
第五十九條第五項第一号中「千分ノ百六十一」を「千分ノ百六十六」に、同項第二号中「千分ノ百四十五」を「千分ノ百五十」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十一分ノ四十九」を「百六十六分ノ五十一・五」に、「百六十一分ノ百十二」を「百六十六分ノ百四・五」に、同項第二号中「百四十五分ノ四十一」を「百五十分ノ四十三・五」に、「百四十五分ノ百四」を「百五十分ノ百六・五」に改める。

第六十八條を削り、第六十九條中「被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、

同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十一條ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二 第二十一條ノ三第二項（第二十一條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

第六十九條中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハザルトキ

四 第九條ノ二第一項ノ規定ニ依ル當該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九條ノ二を削り、第六十九條を第六十八條とし、同条の次に次の三條を加える。

第六十九條 船舶所有者以外ノ者故ナク第九條ノ二第一項ノ規定ニ依ル當該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九條ノ二 被保險者又ハ被保險者タリシ者第九條ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ當該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為

は、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第十二条及び第十二条ノ二の規定の適用を妨げない。

(第二十五条ノ二の規定による徴収金に関する経過措置)

第五条 この法律による改正後の第二十五条ノ二第二項の規定は、この法律の施行前船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十一条ノ二の規定による届出を行わなかつた間に船舶が滅失し、沈没し、若しくはその存否が不分明となり、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が船舶航行中行方不明となつた場合にも適用する。ただし、この法律の施行前に同条の規定による届出が行われ、又は第二十一条ノ五第一項の規定による確認の請求若しくは第十九条ノ二の規定による確認があつたときは、この限りでない。

(行政庁の指定する者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に行政庁がこの法律による改正前の第二十八条ノ二の規定による指定をしている者は、昭和三十三年三月三十一日までは、この法律による改正後の第二十八条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、その指定は、同条同項同号による指定とみなす。

(療養費に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額

については、なお従前の例による。

(資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付に關する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前に発した被扶養者の疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族手当金、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に關し準用する。

3 この法律の施行の際現に航行中の船舶に乗り組んでおり、かつ、疾病にかかり又は負傷している被

保険者が、この法律の施行後当該船舶が次の港に入港すると同時に被保険者の資格を喪失した場合においては、その者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給については、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に關する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項及び第三十条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。その者がこの法律の施行の際現に家族療養費又は育児手当金の支給を受けている者である場合におけるこれらの保険給付の支給についても、同様とする。

4 被保険者の資格を喪失した後この法律の施行前に分べんした者であつて、この法律による改正後の第三十二条ノ四の要件を満たしているものに対しては、その者がこの法律による改正前の第三十二条ノ三第二項の要件を満たしていない場合であつても、この法律の施行後の期間に係る出産手当金及び育児手当金を支給する。

(傷病手当金に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に職務外の事由による傷病手当金の支給を受けている者については、当該傷病手当金の支給事由たる疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に係る傷病手当金に關する限り、この法律による改正後の第三十条第二項第三号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険料率の読替)

第十条 第五十九条第一項の規定に

より徴収する保険料の保険料率並びに被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者の保険料額の負担に關しては、当分の間、同条第五項第二号中「千分ノ百五十」とあるのは「千分ノ百五十二」と、第六十条第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」とあるのは「百六十六分ノ五十二」と、「百六十六分ノ百四十五」とあるのは「百六十六分ノ百五十五」と、同条同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」とあるのは「百五十二分ノ四十四」と、「百五十分ノ百六・五」とあるのは「百五十二分ノ百八」と読み替へるものとする。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「厚生年金保険法による標準報酬月額」の下に「同法附則第六條の規定により同法によるものとみなされる標準報酬月額を含む。」を加える。

第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間の月数」を「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間の月数」に改める。

附則に次の二項を加える。

13 第十條第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額については、厚生年金保険法附則第八條中「三千円」とあるのは、「四千元」と読み替へ、第十條第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第三條中「四千元」とあるのは、「三千円」と読み替へるものとする。

14 附則第九項の者に係る保険給付については、第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間」とあるのは、「船員保険の被保険者であつた期間(船員保険法中改正法律(昭和二十九年法律第百十四号)附則第二條第二項又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三條の規定により加算された期間を除く。)に三分の四を乗じて得た期間」と読み替へるものとする。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第八級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第十級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第十一級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第十二級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第十三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第十四級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第十五級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上

第二十三条第一項中「前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について」を「被保険者が」に改める。

第三十七條第一項中「その年金」を「その年金(その加給年金額が計算された期間に係る部分に限る。)」に、同条第二項中「その年金を請求することが出来る。」を「その年金(その加給年金額が計算される期間に係る部分に限る。)」を請求することが出来る。」に改める。

第三十八條本文中「老齢年金」を「老齢年金(第四十六條の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。)」に「障害年金」を「障害年金(第四十九條第一項又は第五十四條の規定によつて支給を停止されている障害年金を除く。)」に改め、同条ただし書を削る。

第五十四條中「障害補償費の支給を受けたときは」を「障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは」に改める。

第五十五條第二項を次のように改める。

- 前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の療養の状態にある場合に、同項の障害手当金を支給する。
- 第五十五條に次の一項を加える。
- 第四十七條第三項の規定は、障害手当金について準用する。

第五十六條第三号中「障害補償費の支給を受けることができる者」を「障害補償費の支給を受ける権利を有する者」に改める。

第五十七條中「傷害手当金」を「障害手当金」に改める。

第六十三條第二項第二号中「妻が受給権を取得した当時」の下に「又は前号本文の規定に該当した当時」を加える。

第六十四條中「遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、」を「遺族補償費の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間、」に改める。

第六十五條ただし書中「妻が」の下に「受給権を取得した時から引き続き」を加える。

第六十七條第二号中「年金たる受給権」を「年金たる保険給付の受給権」に改める。

第六十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第八十六條第四項に次のただし書を加える。

ただし、前条各号の一に該当する場合、この限りでない。

厚生大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合において、国税滞納処分等の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。に對して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

二 前条各号(第一号を除く。)の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

第八十九條の見出しを「(国税徴収法の準用)」に改め、同条中「徴収金」に關する書類の送達については、

「徴収金に關しては、」に、「(第四條ノ九及び第四條ノ十を、第四條ノ二から第四條ノ五まで、第四條ノ九、第四條ノ十及び第九條ノ二)に改める。

附則第十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が第五十八條の遺族年金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

附則第二十二條第一項中「旧法第二十四條から第二十五條ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間」を「旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間に改め、同条第二項中「前項の者」を「第一項の者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

(女子に対する脱退手当金の特例) 第二十二條の二 旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間が五年以上の女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であるものが、被保険者となることなくして五十五歳に達したときは、その者に第六十九條の脱退手当金を支給する。ただし、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

別表第一 廃疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

(標準報酬に關する経過措置) 2 この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者(第四種被保険者の資格のある者を除く。)のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三千円である者の昭和三十一年一月から同年九月までの各月の標準報酬額は、四千円とする。

(保険料の徴収に關する経過措置) 3 昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第八十六條第一項、第四項及び第五項の規定の適用を妨げない。

○小林国務大臣 ただいま議題となり
ました健康保険法等の一部を改正する
法律案につきまして、その提案理由及
び本法律案の概要について御説明申し
上げます。

健康保険制度は、わが国の社会保
障制度の一大支柱をなす制度として労働
者の生活になくてはならぬ重要な意義
を有しておりますが、近年その医療費
は年を追うて増高し、特に賃金水準の
低い中小企業を対象とした政府管掌健
康保険においては、昭和二十八年末以
来今日まで収支不均衡を続け、保険経
済はきわめて困難な事態に立ち至って
おります。この情勢に対処して、政府
は各種行政措置を講じ財政の健全化に
努力する一方、昭和三十年度予算の編
成に際しましては、前年度四十億圓、当
年度六十億圓の収入不足見込みに対し
国庫より十億圓を繰り入れるとともに
、六十億圓の政府資金の長期借り入れ
をはかり、向後六年間毎年十億圓あて一
般会計の負担において返済するものと
したほか、保険料率を千分の五引き上
げて二十五億圓の増収を行い、収支の
均衡をはかつて参つたのであります
が、引き続き医療費の増高の結果は、
昭和三十一年度におきましては、再び
六十六億圓余の収入不足を生ずる見込
みとなつたのであります。そこで、健
康保険財政を早急に立て直し、合理化
をはかりまして、将来ともこの制度の
健全な発展を期したいとの念願から、
御承知のごとく前第二十四国会で健康
保険法等の一部改正案を提出いたし、
御審議をわすらしたのであります
が、不幸審議未了と相なつたのであり
ます。その後財政は、関係者の協力の
結果相当改善を見つたありますが、な

お年度末においては巨額の収支不足を
見込まざるを得ない状況であり、一方
制度の健全化を必要とする理由は今日
においても、今年度当初と何ら変らな
い実情でありますので、前国会におけ
る御審議の経過を参考といたしまし
て、今日この臨時国会で再び改正案を
提案いたし、御審議をわすらしたい
と考えた次第であります。今回の改正
案の内容といたしましては、国庫より
財政補助を行うことを法律上明文化
し、三十一年度には三十億圓を一般会
計から受け入れることといたし、標準
報酬等級の区分を改訂いたしますと
ともに、保険機構の整備をはかるため、
保険医、保険薬剤師制度を改め、我が
国の医療の実態に応じ機関指定方式を
採用すること、社会保険診療報酬請求
明細書審査機構の整備をはかることと
いたし、また、療養の給付を受ける者
に対する一部負担金につきましては、
前回の案より若干負担を軽減すること
といたしましたが、なおそのほか改正
を機会に從來から問題のありました点
について制度の不備を是正し、その他
制度の合理化をはかるために若干の改
正をあわせ行おうといたしてございま
す。

次に改正案の内容を要約いたします
と、
第一に、国庫は予算の範囲内におい
て政府管掌健康保険事業の執行に要す
る費用の一部を補助するものとするこ
と。
第二に、標準報酬等級区分を最低四
千円から最高五万二千円の二十四等級
とすること。
第三に、療養の給付を受ける者の負
担すべき一部負担金の範囲を拡張する
こと。

第四に、保険医療制度について個人
指定方式の長所を取り入れた機関指定
方式を採用すること。
第五に、継続給付を受けるための資
格期間を一年に延長すること。
第六に、不正受給者に対して損失を
補てんさせる措置を講ずること。
第七に、被扶養者の範囲を明確化す
ること。
第八に、厚生大臣または都道府県知
事の検査に関する規定を整備するこ
と。
第九に、社会保険診療報酬支払基金
における診療報酬請求書の審査機構を
整備すること等であり、

以上がこの法律案を提案いたしまし
た理由並びに法律案の要旨でありま
す。
何とぞ御審議の上、すみやかに御可
決あらんことをお願いする次第であり
ます。
次にただいま議題となりました船員
保険法の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案理由を御説明申し上
げます。
船員保険制度は船員の疾病、老齢、
死亡、失業等の各部門にわたる総合的
社会保険として、海上労働者の福祉の
向上のために重大な役割を果たしてき
たものであります。この制度は、わが
国海運業及び水産業の発展のためにも
重要な基盤となつていゝものでありま
す。

参つたのであります。給付費の支出
は増加の一途をたどり、財政の実情は
依然として深刻なものがあつたのであ
ります。
このため、昭和三十一年度におきま
しては、これらの行政措置をさらに強力
に推進するほか、既往の赤字を補てん
するため、一般会計から一億五千万円
を六年度にわたつて分割繰り入れる
措置を講じ、極力収支の均衡をはかる
べく努力して参つたのであります。が、
昭和三十一年度末においては、なお約三
億九千万円の赤字を生ずるに至つたの
であります。政府にこのよゝな情勢を
見越し、これに対処するため、早急に
船員保険財政の健全化と船員保険制度
の合理化をはかり、将来ともこの制度
の健全な運営とその発展を期するた
め、前第二十四国会に標準報酬の適正
化、一部負担制度の創設、給付の適正
化等を含む法律改正案を提案いたした
のであります。が、不幸にして審議未了
となつたのであります。その結果現状
のまま推移すれば昭和三十一年度末に
おいてはなお相当の財源不足を生じ、
その保険財政に及ぼす影響はまことに
深刻であると見込まれてゐる次第であ
りまして、一時的な緊急的な対策をもつ
ては、この危機を克服することができ
ない事態となつていゝのであります。

よつて、政府といたしましては、前
国会におけるさきの政府原案について
の御審議の経過を十分参照いたしまし
た結果、現行制度の不備を是正しその
合理化を行うため本法の改正をあらた
めて今国会に提案することといたした
のであります。

次に改正案の内容の要点について説
明しますと、
第一に、国庫は予算の範囲内におい
て、船員法の災害補償に相当する給付
に要する費用を除き、船員保険事業の
執行に要する費用の一部を補助するも
のとする旨の規定を設けることとあり
まして、その結果昭和三十一年度にお
いては一億円を一般会計から補助する
ことといたしてあります。

第二に、将来にわたつて船員保険の
健全な発展を確保するため、新たに
一部負担の制度を設けることとあり
ます。その実施内容につきましては、
船員保険の特殊事情を十分考慮して初
診の際に定額を被保険者が保険医療機
関に支払ふこととし、船員法に規定す
る災害補償に相当する療養の給付につ
きましては、船主が補てんの責めに任
ずることといたしておるのであります。
第三に、保険料率につきましては、
失業保険の適用を受けるものについて
は千分の五、失業保険の適用を受けな
いものについては千分の七を引き上げ
ようとするものであります。
以上のほか、第四に標準報酬等級の
区分を改め、最低を五千円とするこ
と。
第五に、報酬が歩合によつて支払わ
れる場合の報酬月額額の算定方法を改
め、前年度における実績を基準として
算定するものとする。
第六に、職務外傷病に対する資格喪
失後における療養の給付等につき原則
として一年につき三月の資格期間を設
けること。
第七に、独身入院者の職務外の事由
による傷病手当金の支給額を百分の五

十とするもののほか、健康保険法の改正に準じ被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度の整備等各般の改正を行おうとするものであります。

以上が、この法律案を提案する理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次にただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきましましてその提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生年金保険の標準報酬の最低を引き上げるとともに、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子に対する脱退手当金の支給条件を緩和し、あわせて規定の整備を行いますことを内容としているものであります。

すなわち、改正点の第一は、健康保険法の改正と歩調を合せ、標準報酬の最低を現行の月額三千円から月額四千円に引き上げることであり、

第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対しても脱退手当金を支給し得るような規定を設けようとするものであります。すなわち同様の事情にある男子に対しましては現行の厚生年金保険法により支給できるようになっておりますので、これと均衡をとりまして、女子に対しても脱退手当金を支給し得る根拠規定を設けようとするものであります。

第三は、規定の整備を行うことであり、現行の厚生年金保険法は、その施行より二年六月月になります、この間の経過を検討いたしますに、多

少規定の明確を欠く面がありますので、これを明らかにし、解釈上の問題が生ずることを避けるため、所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。なお本案に関する質疑その他につきましては次会以降に譲ります。

○佐々木委員長 次に国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案を議題とし、審査に入ります。提案者より趣旨の説明を聴取いたします。井堀繁雄君。

国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案

国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律

第一条 国は、六月十五日又は十二月十五日以後それぞれ月内に公共職業安定所から失業者として失業対策事業に紹介を受け国に最初に雇用された職員で、六月十五日又は十二月十五日以前四箇月間に失業対策事業に雇用された日数が十四日以上である者に対し、期末手当として、六月においては六月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の七倍に相当する額を、六月十五日以後においては六月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の七倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該七倍に相当する額に満たない場合には当該支給額）の、十二月においては十二月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該十倍に相当する額に満たない場合には当該支給額）の、それぞれ五分の四を補助する。

（省令への委任）
第三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

七倍に相当する額を、十二月においては十二月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十倍に相当する額を支給する。

（地方公共団体の雇用した職員に対する期末手当）

第二条 地方公共団体が、六月十五日又は十二月十五日以後それぞれ月内に公共職業安定所から失業者として失業対策事業に紹介を受け当該地方公共団体に最初に雇用された職員で、六月十五日又は十二月十五日以前四箇月間に失業対策事業に雇用された日数が十四日以上である者に対し、期末手当を支給する場合には、国は、当該地方公共団体に、当該支給に要する費用につき、六月においては六月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の七倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該七倍に相当する額に満たない場合には当該支給額）の、十二月においては十二月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該十倍に相当する額に満たない場合には当該支給額）の、それぞれ五分の四を補助する。

（省令への委任）
第三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、本年度約四億円の見込である。
（平年度約八億円）

○井堀委員 ただいま議題となりました国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案すなわち、いわゆる日雇労働者に対する期末手当に関する法律案につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

失業対策事業は本年度一般失業対策事業十九万八千人、外に川崎建設二千人、簡易失業対策事業一万人、特別失業対策事業二万人、臨時就労対策事業二万人、合計二十五万人の予算規模を持ち、月間二十一日の就労日数を確保する計画となつておるのであります。

一方、登録日雇労働者は現在四十六万人、このうち失業対策事業就労資格者は三十五万人に及ぶ状態であり、加ふるに、事業着手が遅延したり、事業現場が就労者の居住する地域より遠く離れていたりして、必ずしも計画通り毎四・四半期、毎月の吸収人員、個人別就労日数が円滑に運用されていない状態であり、

また賃金については、一般失業対策事業全国平均二百八十二円でありまして、登録労働者中、労働者の基準による失業対策事業適格者であると認められる者が一月間二十一日働いたとしても月額五千九百二十二円というきわめて低額なものであります。さらにこのうちから日雇健康保険料の八円、失業保険料の三円を控除するのでありますから、残りは五千六百九十一円の僅少なものであるとあります。これは生活保護法の適用を受ける者に比較しても非常に低収入であるといえるのであります。

この失業対策事業に就労する労働者に対する年末及び夏期手当につきましては、昭和二十七年十二月九日第十五国会本院労働委員会におきまして、その保障について次のごとき決議が行われておるのであります。

「失業対策事業に就労している失業者の職年措置に関する決議。失業対策事業に長期に亘り就労している失業者に対し、これが年末年始の生活実態に鑑み、政府は速かに之に対し賃金増額の具体的措置を講じ、これを年内に支給することを要望する。」なお、昭和二十七年の年末には三分、二十八夏期に三分、同年末には五分に相当する金額がそれぞれ支給され、続いて二十九からは、さらに予算にこれを見込み、同年の夏期に三分、年末に五分、三十年夏期に三分、年末には前年分一日分を増額して六日分に相当する金額が支給されてきたのであります。また地方公共団体におきまして、それぞれ本旨に基いて手当を付加する措置がとられておりますことは周知の通りでございます。

以上述べましたごとく、日雇労働者の期末手当は多年にわたる慣行となつて実施されておりますが、この実施に關しては、根拠となる法制的措置を欠き、かつまた、明確なる予算上の手続きがとられていないのであります。従つて、これが実施の現場である都道府県市町村でまちまちの取扱いが行われ、このため毎年毎期、数々の紛議を起す原因となつておるのであります。本法案は、従来実施されておる慣行に

法律的根拠を与え、これに付随しておこる紛議を解決するとともに、日雇労働者の生活実態にかんがみまして、最小限度の額の年末及び夏期手当、すなわち年末十日分、夏期七日分の手当を支給せんとするものであります。法案の第一条は、国が直接雇用した者に対し、第二条は府・県・市等の地方公共団体が雇用した者に対するもので、国の補助を明らかにしたものであります。なお本法案施行に要する経費としては、平年度は約八億円、本年度は年末手当のみで約四億円の見込みとなっております。

以上が本法案提出の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに議決されんことを御願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。なお本案についての質疑その他につきましては後日に譲ることにいたします。

○佐々木委員長 次に本日の諸願日程全部を一括議題といたします。本委員会に付託されました諸願はすべて諸願審査小委員会の審査に付しましたので、この際諸願審査小委員長より報告を聴取いたします。野澤清人君。

○野澤委員 諸願審査小委員会における審査の結果を御報告いたします。諸願総件数は百六十三件であります。小委員会は慎重に審査の上諸願日程のうち、第一、第三、第七より第一〇まで、第一一及び第一二、第一五から第一九まで、第二一、第三一から第三七まで、第六六及び第六七、第六九、第七六、第八一及び第八二、第九〇から第九四まで、第九六から第一〇二まで、第一

二七から第一三四まで、第一四一から第一四六まで、第一四八から第一五七まで、第一六二及び第一六三、以上八十五件はその趣旨妥当なるものと認め、採択の上内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

○佐々木委員長 以上で報告は終了しました。

ただいまの報告について御発言はありませんか。——なければ採決いたします。ただいまの小委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次に、ただいま採択の上内閣に送付すべきものと決しました各諸願に関する委員会の報告書の作成等につきましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なおただいまお手元に差し上げました陳情書が本委員会に参考送付されておりますので、一応お知らせ申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

〔参照〕

諸願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年十二月十四日印刷

昭和三十一年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局